

沖縄県土木建築部において令和7年3月1日から適用する労務単価

基準額及び割増賃金率

職種名	割増対象 賃金比 (A)	1時間当たり割増賃金係数K			単価 (単位:円)
		時間外(1.25) (A)*1/8*1.25	休日(1.35) (A)*1/8*1.35	深夜(0.25) (A)*1/8*0.25	
1 特殊作業員	0.769	0.120	0.130	0.024	26,200
2 普通作業員	0.828	0.129	0.140	0.026	22,300
3 軽作業員	0.851	0.133	0.144	0.027	17,100
4 造園工	0.773	0.121	0.130	0.024	23,400
5 法面工	0.826	0.129	0.139	0.026	27,900
6 とび工	0.860	0.134	0.145	0.027	33,300
7 石工	0.858	0.134	0.145	0.027	31,300
8 ブロック工	0.835	0.130	0.141	0.026	22,200
9 電工	0.706	0.110	0.119	0.022	21,600
10 鉄筋工	0.872	0.136	0.147	0.027	30,500
11 鉄骨工	0.831	0.130	0.140	0.026	23,900
12 塗装工	0.824	0.129	0.139	0.026	28,800
13 溶接工	0.842	0.132	0.142	0.026	28,700
14 運転手(特殊)	0.778	0.122	0.131	0.024	29,700
15 運転手(一般)	0.793	0.124	0.134	0.025	27,500
16 潜かん工	0.861	0.135	0.145	0.027	39,300
17 潜かん世話役	0.718	0.112	0.121	0.022	48,800
18 さく岩工	0.683	0.107	0.115	0.021	36,100
19 トンネル特殊工	0.931	0.145	0.157	0.029	34,200
20 トンネル作業員	0.888	0.139	0.150	0.028	26,500
21 トンネル世話役	0.903	0.141	0.152	0.028	43,800
22 橋梁特殊工	0.851	0.133	0.144	0.027	39,500
23 橋梁塗装工	0.855	0.134	0.144	0.027	29,800
24 橋梁世話役	0.818	0.128	0.138	0.026	46,000
25 土木一般世話役	0.775	0.121	0.131	0.024	31,600

職種名	割増対象 賃金比 (A)	1時間当たり割増賃金係数K			単価 (単位:円)
		時間外(1.25) (A)*1/8*1.25	休日(1.35) (A)*1/8*1.35	深夜(0.25) (A)*1/8*0.25	
26 高級船員	0.720	0.113	0.122	0.023	28,600
27 普通船員	0.737	0.115	0.124	0.023	26,100
28 潜水士	0.807	0.126	0.136	0.025	53,500
29 潜水連絡員	0.887	0.139	0.150	0.028	32,800
30 潜水送気員	0.876	0.137	0.148	0.027	36,500
31 山林砂防工	0.775	0.121	0.131	0.024	-
32 軌道工	0.823	0.129	0.139	0.026	-
33 型枠工	0.898	0.140	0.152	0.028	31,100
34 大工	0.896	0.140	0.151	0.028	29,600
35 左官	0.835	0.130	0.141	0.026	30,700
36 配管工	0.764	0.119	0.129	0.024	21,800
37 はつり工	0.830	0.130	0.140	0.026	28,800
38 防水工	0.782	0.122	0.132	0.024	37,300
39 板金工	0.799	0.125	0.135	0.025	29,300
40 タイル工	0.963	0.150	0.163	0.030	24,500
41 サッシ工	0.785	0.123	0.132	0.025	32,300
42 屋根ふき工	0.782	0.122	0.132	0.024	-
43 内装工	0.861	0.135	0.145	0.027	25,400
44 ガラス工	0.738	0.115	0.125	0.023	28,100
45 建具工	0.851	0.133	0.144	0.027	-
46 ダクト工	0.720	0.113	0.122	0.023	21,300
47 保温工	0.740	0.116	0.125	0.023	24,600
48 建築ブロック工	0.761	0.119	0.128	0.024	-
49 設備機械工	0.746	0.117	0.126	0.023	24,500
50 交通誘導警備員A	0.860	0.134	0.145	0.027	15,300
51 交通誘導警備員B	0.908	0.142	0.153	0.028	13,000

※ 沖縄県土木建築部において、令和7年3月1日以降予算執行伺いを決裁する工事から上記の労務単価を適用する。

(1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される(図-1)。

- ① 基本給相当額(法定福利費(個人負担分)含む)
- ② 基準内手当(当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当)
- ③ 臨時の給与(賞与等)
- ④ 実物給与(食事の支給等)

$$\text{公共工事設計労務単価} = \underbrace{\text{①} + \text{②}}_{\text{所定労働時間内8時間当たり}} + \underbrace{\text{③} + \text{④}}_{\text{所定労働日数1日当たり}}$$

図-1 公共工事設計労務単価の構成

(2) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
 - ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
 - ③ 現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費
- 〔例えば、交通誘導警備員A、Bの単価については、警備会社に必要な諸経費(現場管理費及び一般管理費等)は、含まれていない。〕

(3) 留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。
 ・本単価に含まれる賃金の範囲は(1)のとおりであり、(2)に示すものは含まれないこと(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている)